

議案第35号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の7の3の項を削り、同表の1の6の9の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表の1の7の2の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表の1の9の3の項中(16)を(17)とし、(3)から(15)までを(4)から(16)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) プロジェクト ションマップ	面積5平方メートルまでごとに、3 , 220円。ただし、面積1,00 0平方メートルを超えるものにあつ ては、644,000円とする。	許可申請のとき
----------------------	--	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和2年3月東京都条例第26号）の施行に伴い、プロジェ

クシヨソマツピングの表示の許可に係る手数料を追加し、併せて規定の整備  
を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）			1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
			7の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付（再交付がやむを得ないと区長が認める場合を除く。）	1件 500円	再交付申請のとき
			（ 省 略 ）		
66の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に	（現行に同じ。）		66の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に	（ 省 略 ）	

<p>関する法律第14条第1.3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認</p>			<p>関する法律第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認</p>		
(現行に同じ。)			(省略)		
<p>72 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新</p>	(現行に同じ。)		<p>72 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新</p>	(省略)	
(現行に同じ。)			(省略)		
<p>93 東京都屋外広告物条例(昭和24年8月東京都条例第100号)の規定に基づく屋外広告物の許可</p>	(1)・(2) (現行に同じ。)		<p>93 東京都屋外広告物条例(昭和24年8月東京都条例第100号)の規定に基づく屋外広告物の許可</p>	(1)・(2) (省略)	
<p>(3) プロジェクションマッピング</p>	<p>面積5平方メートルまでごとに、3,220円。ただし、面積</p>	<p>許可申請のとき</p>			

1,000平方  
メートルを超え  
るものにあつて  
は、644,0  
00円とする。

- (4) (現行に同じ。)
- (5) (現行に同じ。)
- (6) (現行に同じ。)
- (7) (現行に同じ。)
- (8) (現行に同じ。)
- (9) (現行に同じ。)
- (10) (現行に同じ。)
- (11) (現行に同じ。)
- (12) (現行に同じ。)
- (13) (現行に同じ。)
- (14) (現行に同じ。)
- (15) (現行に同じ。)
- (16) (現行に同じ。)

(現行に同じ。)

- (3) (省 略 )
- (4) (省 略 )
- (5) (省 略 )
- (6) (省 略 )
- (7) (省 略 )
- (8) (省 略 )
- (9) (省 略 )
- (10) (省 略 )
- (11) (省 略 )
- (12) (省 略 )
- (13) (省 略 )
- (14) (省 略 )
- (15) (省 略 )

(省 略 )

(17) (現行に同じ。)		(16) ( 省 略 )	
(現行に同じ。)		( 省 略 )	
(備考現行に同じ。)		(備考省略)	
2・3 (現行に同じ。)		2・3 (省略)	